

香芝市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 0 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 4 5 号

香芝市契約規則の一部を改正する規則

香芝市契約規則（昭和 3 9 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市」を「香芝市（以下「市」という。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する期間の計算に当たっては、香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第 2 9 号）第 1 条第 1 項各号に定める日は、算入しないものとする。

第 4 条第 1 項中「第 1 1 条第 2 項」を「第 1 3 条第 2 項」に、「入札の際」を「入札の際に」に改め、同項第 1 号中「本市」を「市」に改め、同項第 2 号中「2 箇年」を「2 年」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 4 項第 1 号中「充用の」を「充用した」に改め、同条第 5 項中「第 1 0 条」を「第 1 2 条」に改める。

第 1 4 条を削る。

第 2 5 条を第 2 6 条とし、第 2 4 条を第 2 5 条とする。

第 2 3 条第 2 項中「場合」を「場合で、」に改め、同条を第 2 4 条とし、第 2 2 条を第 2 3 条とする。

第 2 1 条中「延期願（第 4 号様式）」を「契約期限の延期申請書（第 3 号様式）」に改め、同条を第 2 2 条とし、第 2 0 条を第 2 1 条とする。

第 1 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「本市」を「市」に改め、同項第 5 号中「2 箇年」を「2 年」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 4 項中「第 1 0 条」を「第 1 2 条」に改め、同条を第 2 0 条とする。

第 1 8 条第 1 項中「第 2 4 条第 2 項」を「第 2 5 条第 2 項」に改め、同条第 2 項中「第 3 号様式」を「第 2 号様式」に改め、同条を第 1 9 条とする。

第 1 7 条第 1 項中「ともに」を「共に」に改め、同条を第 1 8 条とする。

第 1 6 条第 1 項第 1 号中「5 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同項第 2 号中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同項第 3 号中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同項第 4 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改め、同項第 6 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改め、同条第 2 項中「なるべく 2 人」を「原則として 3 人」に改め、同条を第 1 7 条とする。

第 1 5 条第 1 項中「第 1 1 条」を「第 1 3 条」に、「第 1 2 条」を「第 1 4 条」に改め、同条第 2 項中「第 1 2 条」を「第 1 4 条」に改め、同条を第 1 6

条とし、第13条を第15条とし、第10条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。

第9条第2項中「第2号様式」を「第1号様式」に改め、同条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第8条とする。

第5条の3中「本市」を「市」に改め、同条ただし書中「この限り」を「、この限り」に改め、同条を第7条とし、第5条の2を第6条とする。

第5条の前の見出しを削り、同条第1項中「のうえ」を「の上」に改め、同条第2項中「おいては」を「おいて」に改め、同条の前の見出しとして「（一般競争入札の手続）」を付する。

第1号様式から第4号様式までを削る。

附則の次に次の3様式を加える。

第 1 号様式（第 1 1 条関係）

開札録

- 1 契約内容（工事名、工事場所、品名、規格、数量等）
- 2 入札の種類（一般競争、指名競争の別）
- 3 設計金額（消費税及び地方消費税を含む。建設工事の請負契約の場合のみ記載）
- 4 予定価格
- 5 入札書比較価格
- 6 最低制限価格
- 7 最低制限比較価格
- 8 落札の有無
- 9 落札者の氏名
- 1 0 落札の金額

第 1 回	第 2 回	第 3 回	入 札 者 氏 名

開札事務従事者

職 名	氏 名

第 2 号様式（第 1 9 条関係）

建設工事請書

年 月 日

香芝市長

請負者住所

請負者氏名

印

下記のとおり建設工事を施工することを請け負います。

記

- 1

工 事 名
- 2

工 事 場 所
- 3

工 事 内 容

別紙仕様書及び図面のとおり
- 4

請 負 金 額

金 円
- うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 円
- (請負者が課税業者である場合に限り、記入すること。)
- 5

工 期

着工 年 月 日
- 竣工 年 月 日
- 6

契 約 保 証 金

金 円
- 7

工 事 施 工

別紙仕様書及び図面にに基づき、香芝市の監督に従い施工する。
- 8

権利義務の譲渡

香芝市契約規則（昭和 3 9 年規則第 7 号。以下「規則」という。）第 2 3 条の規定による。
- 9

下請負の禁止

市長の承認を受けなければ、契約に係る工事の全部又は一部を第三者に請け負わせることはできない。
- 1 0

検査及び引渡し

工事が完成したときは、市長に竣工届を提出して検査を受け、検査に合格したときは、目的物を引き渡すものとする。
- 1 1

遅延利息及び損害賠償

規則第 2 4 条及び第 2 5 条の規定による。
- 1 2

契 約 の 解 除

規則第 2 6 条の規定による。
- 1 3

そ の 他

本書に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

以 上

第3号様式（第22条関係）

契約期限の延期申請書

年 月 日

香芝市長

契約者住所

契約者氏名

印

下記のとおり契約期限の延期の承認を申請します。

記

- 1 契約の内容（工事名、工事場所、品名、規格、数量等）
- 2 履行期限
- 3 契約金額
- 4 履行期限の延長理由
- 5 希望期限

以 上

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の香芝市契約規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、施行日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。